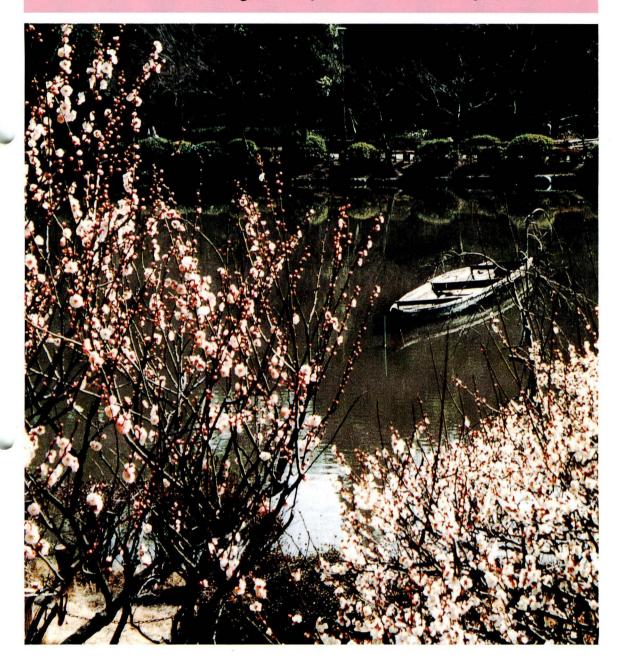
社団法人町田法人会報





ご挨拶

社団法人町田法人会会長 三橋 忠正

平成元年を迎え、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 日頃より町田法人会の会務運営に関しまして 多大なるご尽力ご協力を賜わり心より御礼申 し上げます。

一昨年は全法連百万社達成の会員増強運動が展開され、当町田法人会においても無事割り当てを達成、3,000社を越える会員数となりました。これもまた理事の方々はもとより支部長、班長の方々、会員の皆様のご協力により無事目的を達成することができました。衷心より感謝申し上げます。

法人会は、改めて申し上げるまでもなく「よき経営者をめざす者の団体」として、社会的に信頼される健全な企業経営の維持発展と、「21世紀をめざした望ましい税制の実現」に向けて活動していくことを基本理念に据えております。理念にそった事業を進めるうえでも、会員増強は欠くことのできない重点事項となります。もう一本の柱であります「望ましい税制への実現」に関しましては、昨年12

月に成立致しました税制改革6法案に、法人

会長年の要望事項の大部分が実現をみました。 法案の内容は、法人税率の引き下げ、所得税 の引き下げと諸控除の引き上げ、相続税の13 年ぶりの改正等、直接税の負担軽減と課税ベースの広い間接税の導入により、税の歪みを 是正し、国際化や高齢化社会の到来に対応することを目指したものであります。とりわけ 課税ベースの広い間接税、消費税の導入に当 たりましては会員企業に大きな影響を及ぼす ものであり、税務執行に関し公平感を欠くこ とのないよう、今後の推移を見守っていかな ければならないと思います。

また、昨年11月には私事ながら、図らずも 勲五等瑞宝章を受彰致しました。40年間にわ たる法人会活動を評価いただいたことと思い ますが、これも偏に会員の皆様、役員の方々 のご支援、ご鞭達の賜物と誌上を借りて厚く 御礼申し上げます。

3,000社達成をバネに本年も活発な事業を 展開して参る所存です。会員企業のご発展を 祈念申し上げると共に、会務運営に関し倍旧 のご支援をお願い申し上げます。

| | 目 | |
|-------------|-----|-----|
| ご挨拶 (会長・署長) | 2 • | 3 |
| 消費税法の概要 | | • 4 |
| 改正税法のあらまし | | ·10 |
| 俳句投稿欄 | | ·14 |
| 研修委員会報告 | | ·15 |
| | | |

| 次 ———— |
|------------------|
| 会員3,000社達成に向けて16 |
| 部会だより18 |
| 委員会よりお知らせ22 |
| 事務局だより23 |

ご挨拶



町田税務署長 花田 尚

新年度を迎えるに当たり、社団法人町田法 人会会員の皆様にご挨拶を申し上げます。

昨年度は、税務行政に対しまして社団法人 町田法人会の皆様方には、深いご理解とご協 力を賜り厚く御礼申し上げます。

おかげさまで、町田署における事務運営もきわめて順調に推移いたしております。

社団法人町田法人会におかれましては、三 橋会長が永年の功績を認められまして勲5等 瑞宝章を受章され、また、かねてから念願で あった会員数3,000社を達成されました。

これもひとえに三橋会長をはじめ、役員、 会員の皆様方の並々ならぬご努力の賜と深く 敬意を表する次第です。

今年は、消費税元年ということで、新税制の執行の任に当たる私共の役割は、極めて重要であると認識しております。

言うまでもなく、新税制、特に消費税の円 滑な定着を図るためには、納税者である皆様 方のご理解とご協力を得ることがもっとも大 切なことであります。

とりわけ、消費税の導入につきましては、 この種の税になじみの薄い納税者の立場に十 分配意して、積極的な広報、親切な相談、適 切な指導を中心とした弾力的な運営に心がけ、 新制度の円滑な定着に努力していきたいと思 います。

新税制のもとで、納税者の皆様が公平感を もって納税しうるような環境を作り上げ、納 税者の信頼に応えるという、私共に課された 使命は大変重いものがあります。

署と致しましても、引続き説明会等に積極

的に講師を派遣するなど消費税に関するきめ 細かい説明を行ない、納税者の方のご理解を 得るとともに、その懸念や不安を解消してい ただきたいと考えております。

税務行政をとりまく環境は、ますます厳しいものがありますが、今後とも、皆様方の倍旧のご支援とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

終わりになりましたが、平成元年度が社団 法人町田法人会にとりまして益々の飛躍の年 でありますよう祈念致しまして私のご挨拶と いたします。

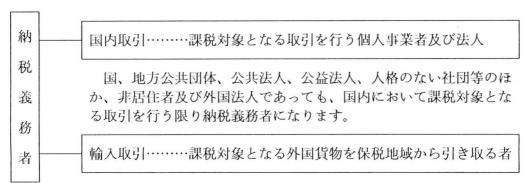
消費税法の概要

町田税務署法人税第1部門上席指導官 渡部 正晴

消費税法は、昭和63年12月30日に施行され、平成元年4月1日以後の取引から消費税がかかりますが、消費税法の概要については次のとおりです。

納税義務者は?

税を納める義務のある方を納税義務者といいますが、消費税の納税義務者(課税事業者)は、 取引の区分に応じ次のとおりとされています。



事業者に限らず、消費者である個人が輸入する場合にも、納税義 務者になります。

* 納税義務が免除される事業者

基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度をいいます。)の課税売上高が3,000 万円以下の事業者(免税事業者)は、その年又はその事業年度は納税義務が免除されます。 ただし、課税事業者となることを選択する旨の届出書を提出した場合には、納税義務者と なることができます。

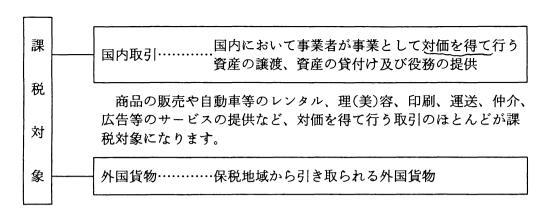
(注) 基準期間の初日が施行日前であり、その期間における課税売上高の計算が困難な場合には、昭和64年1月1日から平成元年2月28日までの間における課税売上高に、6を掛けた金額をその基準期間の課税売上高とすることができます。

どのような取引が課税対象になりますか?

課税対象となる取引

税が課されるものを課税対象といいますが、消費税の課税対象は、国内取引と外国貨物とされています。





- * 国内取引の課税対象は、対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に 限られますから、無償で行われる資産の譲渡等は、課税されません。
- * 商品を試供品、サンプルとして無償で提供するものは、課税されません。
- * 代物弁済などのように金銭の授受を伴わない資産の引渡し(譲渡)であっても、何らかの 反対給付のあるものは、対価を得て行う資産の譲渡等に含まれます。
- * 次の場合には、課税対象とみなされます。
 - イ 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の資産で事業の用に供していたものを家事のために消費し、又は使用した場合
 - ロ 法人が資産をその役員に対して贈与した場合
 - ハ 保税地域において外国貨物が消費され、又は使用された場合

非課税となる取引

次のものについては、消費税が課税されないこととされています。

1 国内取引

- イ 土地の譲渡や貸付け(一時的に使用させるものは除きます。)
- ロ 有価証券、支払手段(収集品及び販売用のものは除きます。)等の譲渡
- ハ 貸付金や預金の利子、保険料等
- ニ 郵便切手類、印紙、証紙の譲渡(特定の販売所での譲渡に限られます。)
- ホ 商品券、プリペイドカードなどの物品切手類の譲渡
- へ 国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等
- ト 国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替業務等の手数料
- チ 公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設医療等
- リ 第一種社会福祉事業、保育所、助産施設等の事業
- ヌ 学校教育法上の学校、専修学校、各種学校(修業期間が1年以上であること等の要件を 満たすものに限られます。)等の授業料や入学・入園検定料

2 輸入取引

保税地域から引き取られる外国貨物については、有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、 物品切手等が非課税とされています。

免税となる取引

消費税は、国内において消費される商品やサービスについて負担を求めるものですから、課税事業者が輸出取引や国際通信、国際運輸等のいわゆる輸出類似取引を行う場合には、消費税が免除されます(輸出免除)。

また、税務署長の許可を受けて輸出物品販売場を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して、一定の方法により商品を販売する場合にも、消費税が免除されます。

輸出免税や輸出物品販売場における免税の適用を受けるためには、輸出取引であることの証明書又は一定の方法により購入されたことの証明書の保存が必要です。

納める税金は?

1. 納付税額の計算

納付税額=年間課税売上げ×3%-年間課税仕入れ×3% 売上げに対する税額 仕入れに含まれる税額

≪課税売上げとは≫

「消費税が課税される取引の売上金額(消費税額を除きます。)の合計額」から「その取引に係る売上返品、売上値引きや売上割戻し等に係る金額(消費税額を除きます。)の合計額」を控除した残額をいいます。

なお、「消費税が課税される取引」(課税売上げ)とは、商品の売上げのほか、機械、建物 等事業用資産の売却、建物の賃貸、サービスの提供などをいい、土地の譲渡や貸付け、株式、 債券の譲渡などの非課税取引は含まれません。

≪課税仕入れとは≫

「消費税が課税される取引の仕入金額(消費税額を除きます。)の合計額」から「その取引に係る仕入返品、仕入値引きや仕入割戻し等に係る金額(消費税額を除きます。)の合計額」を控除した残額をいいます。

また、「消費税が課税される取引」(課税仕入れ)とは、商品の仕入れのほか、機械等の事業用資産の購入、建物の賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービスの提供を受けることなどをいいます。

なお、免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れは、課税仕入れに含まれますが、 土地の購入や賃借、株式や債券の購入、支払利子、給料、保険料などの非課税取引等は含まれ ません。

- * 消費税込みの金額で経理している場合には、課税売上金額及 σ 課税仕入金額に $\frac{3}{103}$ を掛けて、消費税額を計算します。
- * 消費税法では、所得税法や法人税法のように費用収益対応の原則という考え方は採られていませんから、課税仕入れに含まれる消費税額は、その課税仕入れを行った課税期間において全額控除の対象とします。

課税事業者の基準期間(個人事業者は前々年、法人は前々事業年度)の課税売上高が5億円以下である場合には、簡易課税制度を選択することにより、次の2のように簡便な方法で納付する消費税額を計算することができます。さらに課税期間(個人事業者はその年、法人はその事業年度)の課税売上高が6,000万円末満である場合には、次の3のように納付税額が軽減されます。

2. 簡易課税制度

基準期間の課税売上高が5億円以下の課税事業者が、簡易課税制度を選択する旨の届出書を提出した場合には、課税期間(個人事業者はその年、法人はその事業年度)の課税売上高に対する消費税の80%(卸売業者は90%)を課税仕入高に含まれる消費税額とすることができます。

したがって、この制度の適用を受ける場合には、課税期間の課税売上高のみを基礎として、 次の算式により計算した消費税額を納付することになります。

(第 式)

納付する = 課税期間の課税売上高 × 0.6% (卸売業者は0.3%)

(注) 卸売業者とは、課税期間の課税売上高に占める卸売業に係る課税売上高の割合が50%を超える事業者とされています。

3. 限界枠除制度(納付税額の軽減措置)

課税期間(個人事業者はその年、法人はその事業年度)の課税売上高が6,000万円末満の 課税事業者については、前述の1、又は2の方法により算出した「納付する消費税額(本来 納付すべき消費税額)」が課税売上高に応じて軽減されます。この場合には、次の算式によ り計算した消費税額を納付することとなります。

(算 式)

納付税額 = 本来納付すべき税額 \times $\frac{(課税期間の課税売上高<math>-3,000$ 万円)}{3,000万円}

- * 例えば、課税期間の課税売上高が4,000万円の課税事業者は、本来納付すべき税額の $\frac{1}{3}$ を、5,000万円の課税事業者は $\frac{2}{3}$ を納めればよいことになります。
- * 課税期間の課税売上高が3,000万円末満の場合には、上の算式の「課税期間の課税売上 高」は3,000万円とみなされますので、納付税額はゼロとなります。
- * 簡易課税制度を選択している課税事業者でも、課税期間の課税売上高が6,000万円末満であれば、上の算式によって本来納付すべき消費税額が軽減されます。

4. 主な経過措置

- (1) 消費税法の施行日前に契約され、適用日(平成元年4月1日)以後に引き渡される工事等の請負契約等については、消費税は課税されません。
- (2) 適用日前に領収している旅客運賃、入場料金等で、その乗車又は入場等が適用日以後に

行われる場合には、消費税は課税されません。

- (3) 適用日前から続続して供給される電気、ガス、水道水及び電話等の料金で、適用日から 平成元年4月30日までの間に確定する料金については、消費税は課税されません。
- (4) 以上のほか、施行日前の契約に基づき、適用日前に対価を領収している書籍等の予約販売で、その譲渡が適用日以後に行われるものなど、一定の要件を満たすものは、消費税が課税されません。

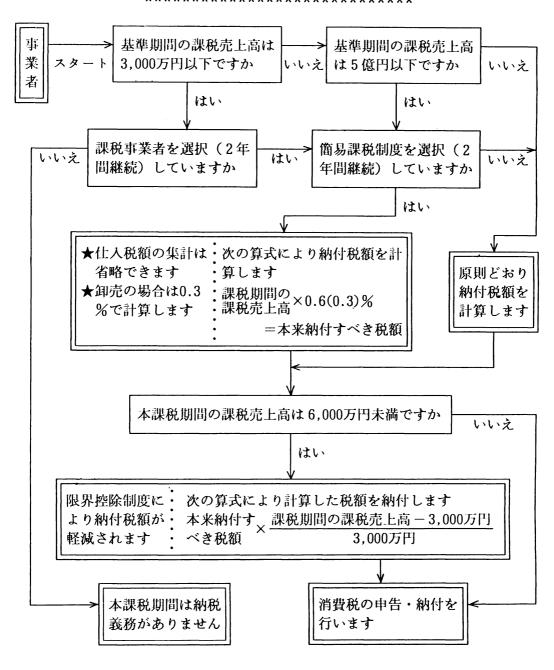
第2、第4土曜日は 休ませていただきます



- 64年1月から、原則として、国の行政機関は、 各月の第2、第4土曜日が休みになりました。
- 税務署も、この政府の方針に従い、休ませていただきます。ご協力をお願いします。







改正税法のあらまし(法人税関係)

町田税務署法人税第1部門上席指導官 渡部 正晴

1. 法人税の税率が引下げられました

改正の内容及び適用時期

| 区 | 分 | | 事 | 業年度 | | 4.1終了 | 1.4.1~2.3.31 の間の開始 | 2. 4. 以後開 | 1 始 | | | | | |
|--------------------|----------|------------|---------------|--------|--------|-------|--------------------|--------------|--------|----|---|------|--------|--|
| | | | ₩ 000₩ | 配当軽課所得 | 24 | % | 26 % | } 28 % | | | | | | |
| | | 資本金 | 年 800万円以下 | その他の所得 | 30 | % | 29 % |) 20 70 | £ | | | | | |
| W 'B | 3+ 1 | 1億円以下 | 左 0005円切 | 配当軽課所得 | 32 | % | 35 % | } 37.5 % | | | | | | |
| 普通 | 法人 | | 年 800万円超 | その他の所得 | 42 | % | 40 % | 1 31.3 % | | | | | | |
| | | 資 本 金 | 1 億 円 超 | 配当軽課所得 | 32 | % | 35 % | } 37.5 % | | | | | | |
| | | 及び相 | 国 互 会 社 | その他の所得 | 42 | % | 40 % | . مد د . اه | | | | | | |
| 拉加 | FI 40 | | | | , E 4E | 協 同 組 | ♦ □ | 合 等 | 配当軽課所得 | 22 | % | 25 % | } 27 % | |
| 1200 | 同 | 私 比 | | その他の所得 | 27 | % | 27 % |) 21 R | | | | | | |
| 公 | 益 | 法 | 人 等 | | 27 | % | 27 % | 27 % | | | | | | |
| 1 +7 | のせいな | 1 <u></u> | 年 800万 | 円以下 | 30 | % | 29 % | 28 % | | | | | | |
| 人恰 | 人格のない社団等 | | 年 800 | 万 円 超 | 42 | % | 40 % | 37.5 % | | | | | | |
| 特定の医療法人等 27 % 27 % | | | | | 27 % | 27 % | | | | | | | | |

2 清算中(予納申告)の所得

| 普 | `语 | 34- | 1 | 年 800万円以下 | 30 | % | 29 % 28 % |
|---|----|----------|---|-----------|----|---|-------------|
| | 囲 | 法 | | 年 800万円超 | 42 | % | 40 % 37.5 % |

3 解散又は合併の場合の清算所得

| 普 | 通 | | 法 | 人 | 37 | % | 35. 2 % 33 % |
|---|---|---|---|---|-------|---|---------------|
| 協 | 同 | 組 | 合 | 等 | 24. 8 | % | 24.8 % 24.8 % |

2. 受取配当等の益金不算入割合が80%に引き下げられました

改正の内容及び適用時期

特定株式等以外の受取配当等について、所要の経過措置が講じられたうえ、益金不算入割合が次のとおり80%まで引き下げられました(法法23、法令22、22の2)

益金不算入割合

| 事業年度 区分 | 1.4.1~2.3.31 開始事業年度 | 2.4.1 以後 開始事業年度 |
|---------|------------------------|--------------------|
| 特定株式等以外 | 90% | 8 0 % |
| 特定株式等 | 従来どおり | (100%不算入) |

(注) 特定株式等とは、株式保有割合が25%以上(配当確定日以前6ヶ月以上継続して保有)のもの をいう

上記の改正に伴い、控除負債利子の計算について所要の改正が行われました。

受取配当等の益金不算入の特例が廃止されました。

改正の内容及び適用時期

内国法人が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が、所得からした配当等の金額を超える場合には、その超える金額の25%に相当する金額は益金の額に算入することとされていましたが、配当軽課税率の廃止に伴い次のとおり段階的に廃止されました。(旧措法42の3)

益金算入割合

| 事業年度 区分 | 1.3.31 以前 | 1.4.1~2.3.31 | 2.4.1 以後 |
|---------|-----------|--------------|----------|
| | 開始事業年度 | 開始事業年度 | 事 業 年 度 |
| 益金算入割合 | 2 5 % | 1 2 . 5 % | 廃 止 |

3. 少額の減価償却資産等の損金算入限度額が引上げられました。

改正の内容

損金の額に算入される少額な減価償却の取得費用の額が10万円末満から20万円末満に引上 げられました(法令133)

繰延資産についても同様に引上げられました(法令134)

適用時期

平成元年4月1日以後に取得する減価償却資産、又は同日以後に支出する繰延資産となる 費用について適用されます。

4. 外国税額控除が圧縮されるとともに繰越期間も5年から3年に短縮されました

改正の内容

控除限度額、控除対象となる外国法人税等について次のような改正が行われました(法法69、法令142、142の2、144、146、147)。

(1) 控除限度額

- ① 控除限度額の計算の基礎となる国外所得から外国で課税されない所得の2分の1が除 外されます。
- ② 全所得に占める国外所得の割合は、原則として、90%が限度とされます。
- ③ 国外所得を計算する場合の費用の配賦方法等について見直しが行われています。

(2) 外国法人税

50%を超える税率で課される税のうち50%を超える率に対応する部分、その他所得に対する負担割合が高率である外国の租税についてその一部が控除対象から除外されます。

(3) その他

繰越控除限度額及び繰越外国法人税額の繰越期間がそれぞれ3年に短縮されました。

適用時期

上記の改正は、平成元年4月1日以後に開始する事業年度から適用されますが、所要の 経過措置が設けられています。

5. 新規取得土地等に係る負債利子の課税の特例が創設されました

制度の内容

改正の内容は、土地投機の抑制や節税防止の目的から昭和63年12月31日以後に土地を取得する場合、4年間は借入金利子相当額(年6%かその法人の平均調達金利のうちいずれか少ない金額)の損金算入を認めず、4年を経過すると損金に算入されなかった利子分は更に4年間で均等額を損金処理できるという制度です。

取得から4年以内に恒久的な建物を建設したり、その土地を売却した場合などは、その時点で損金処理されることになります。(措法62の2)

イ 適用対象法人

法人税の納税義務のあるすべての法人です。

口 適用時期

昭和63年12月31日以後に終了する各事業年度です。ただし、解散等の事業年度及び清算中の事業年度は除かれます。

ハ 適用要件

次のすべての要件を満たす場合に、負債の利子が損金不算入となります。

- ① 当該事業年度終了の時において新規取得土地等を有すること。
- ② 当該事業年度に当該新規取得土地等に係る負債利子損金不算入期間が含まれていること。
- ③ 当該事業年度において損金の額に算入された負債の利子の額があること。
 - (注) 負債の利子には、手形の割引料、社債発行差金その他経済的性質が利子に準ずる ものが含まれます。

二 新規取得土地等

① 土地又は土地の上に存する権利(以下「土地等」といいます。)で、昭和63年12月31日 以後に他の者から取得したもの。 国外にある土地等も含まれますが、贈与、出資や収用により取得した土地等など一定のものは含まれません。

② その有する資産が主として土地等である法人の株式又は出資(資産価額の総額に占める一定の土地等の価額が70%以上であるもの(以下「土地保有法人の株式等」といいます。))

で、昭和63年12月31日以後に取得したもの及び昭和63年12月31日以後に取得した株式又は出資で、その取得後に土地保有法人の株式等に該当することとなったもの。

紙面の都合上、損金不算入額の計算等については省略しますが、詳細は町田税務署にお尋ね下さい。(28-7211)内255

6. 消費税導入に伴うコンピュータソフト費用の一括損金算入が認められます。

改正の内容

消費税の導入に伴い、消費税の納税に関する事務の処理を電子計算機の利用により行うために必要な費用は任意償却することができることとされました。(法令64)

適用時期

昭和63年12月30日から平成2年3月31日までの間に支出する繰延資産となる費用について 適用されます。

7. 消費税を税抜き経理した場合の取扱い

改正の内容

消費税を税抜き経理方式によった場合の資産に係る控除対象外消費税額については、繰延 消費税額として5年間以上の期間で損金算入(損金経理が要件)されます。(法令139の9)

青果物・食品・調味料

燃 越 後 屋

代表取締役 山 波 守 男

小田急線・鶴川駅前 公35-5719番

担し、次のものについては一時の損金算入(損金経理が要件)が認められます。

- **①** 課税売上割合が80%以上の事業年度における控除対象外消費税額。
- (2) ①以外の事業年度……個々の資産に係る控除対象外消費税額が20万円末満のもの、及 び棚卸資産に係る控除対象外消費税
- (注) 税抜き経理方式とは

消費税額部分を仮受消費税、又は仮払消費税として経理することをいいます。

控除対象外消費税とは

非課税売上がある場合において控除されない部分の消費税をいいます。

課税売上利子とは

当期の課税売上高 課税売上割合 = 当期の総売上高

適用時期

平成元年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

文中、説明を分かり易くするために用語を簡素化してありますのでご了承下さい。

- 14 -

研修委員会よりお知らせ

消費税説明会5会場で開催される

研修委員長 杉浦 信男

本年4月1日消費税が適用されることになり、会員の皆さんの関心が高まるなかで、当町田法人会では2月10日南市民センターでの説明会を皮切りに各地区5会場で同様の説明会を開催いたしました。マスコミのにぎわいもあってか、参加人数は延べ685名に至り、消費税に対する関心をまざまざと見せつけられました。

消費税については、今後様々な事例に基づいて、通達等が出されると思いますが、今後とも 注意が必要です。税務署を始め、法人会等より出される情報には注意して下さい。

- ◎2月10日、午後2時より南市民センターにて開催。149名の会員方等が参加。
- ◎2月13日、午後3時より城南信用金庫原町田支店にて開催。163名の会員方等が参加。
- ◎2月14日、午後6時より八千代信用金庫鶴川支店にて開催。87名の会員方等が参加。
- ◎2月15日、午後2時より町田市農協忠生支店にて開催。144名の会員方等が参加。
- ◎2月16日、午後1時30分より八千代信用金庫原町田支店にて開催。142名の会員方等が参加。



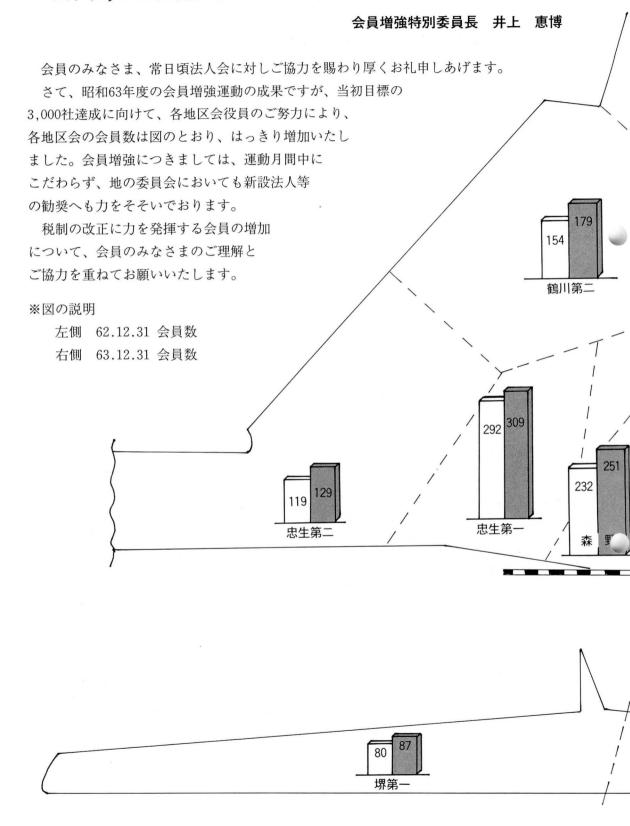


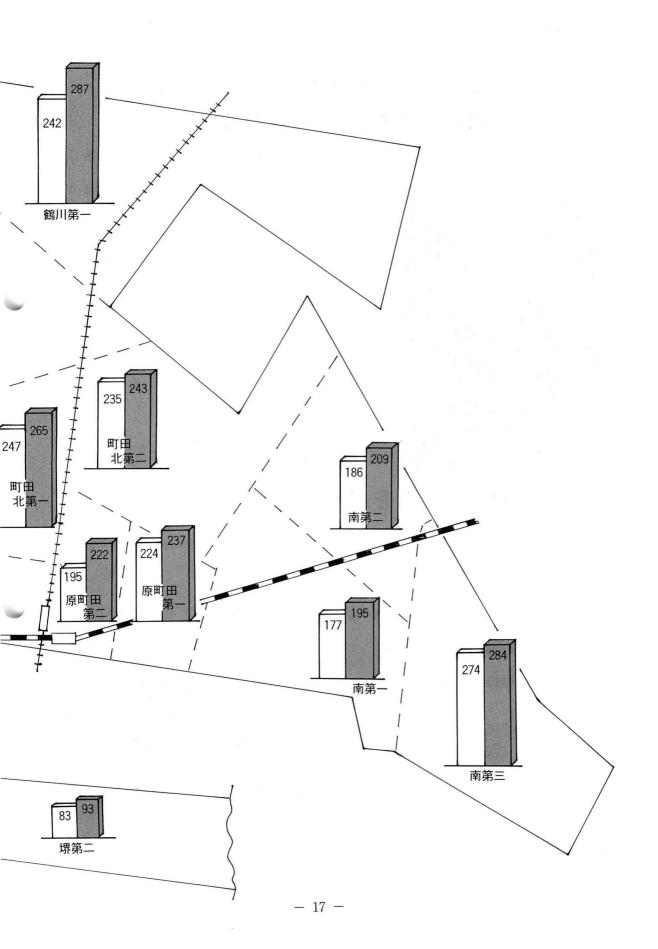


₹税制への関心がうかがえた。 どこの会場にも大勢の参加者が集まり



*会員3,000社達成にむけて。





税務研修会 相続税シリーズパート4

「相続・贈与税はこう変わる」を実施

青年部会 副部会長 富田 佐二郎



11月29日、シリーズ4回目を迎えた相続税関係の研修会を同税制改正にともなって開催いたしました。当日講師として、町田税務署資産税部門小谷統括官にご説明を頂き、会場の町田税務署会議室に参加してくださった部会員約40名が熱心に聞いていました。

今回の主な改正は、[相続税] ①課税最低限の引上げ ②税率構造の改正③税額控除の拡充④相続税回避行為に 対する対策が、また [贈与税] 関係では、①配偶者控除 の引上げなどがあげられ、これらに伴う還付金の大きさ に参加者の関心は集中したようです。

写真左は、税務研修会講師の小谷統括官。 写真下は、第7回ゴルフ教室終了後の懇親会にて。 プレー中とはまた違った和やかさがありました。

ゴルフ教室7回目を迎える

青年部会 副部会長 加藤 四郎

年の瀬も迫った12月8日、場所を平塚富士見カントリークラブにて、青年部会第7回ゴルフ教室が開催され、各参加者が、部会員同士の親睦をされ、楽しい一日でした。今回の入賞者は次のとおりです。

優勝 都生工業(株) 中里正一 準優勝 (有)コンピュータシステム 吉田 潤 第3位 (株)鈴加 鈴木英正

確定申告期駐車場整理を実施

青年部会 副部会長 佐藤 允紀

法人会をはじめ、関係諸団体がこの時期町田税務署の駐車場を整理していることをご存じでしょうか。当青年部会も親会からの要請に従って、2月20日から23日までと3月14日、15日の両日これを実施しました。



[お詫び] 当部会が2月初旬に御案内申し上げた見学研修会には、多数の方より申し込まれ、都合上お断りした方々には、誌面をお借りしてお詫び申しあげます。

"相続" ― おこる前の心構え ―

婦人部会 会計監査 三沢 靖代

11月17日、午後1時より、八千代信用金庫の会議室において、弁護士の室田景幸先生を講師にお迎えして、講演会を開催致しました。

総勢44名の参加者の中、講演会と言うより教室で授業をされている様な熱意のこもった室田 先生のご講演の魅力にひき込まれ、有意義な勉強をさせていただきました。婦人部会にふさわ しく人生の結婚から相続までの「問題が生じる前に心得ておくための知識」を講演の中で先生 は惜しげもなく話して下さいました。

- 結納は結婚のための契約で結納金は契約金である。
- 結婚費用の分担、親が費用を負担した場合贈与になるか…? いただいた御祝儀はだれのもの…?
- 嫁入り道具や持参金は特有財産であるが、へそくりは共有財産である。 「なる程、そう言われればそうですね」…

夫婦が仲よく人生を全う出来れば幸せですが、不幸にして離婚が生じた場合の財産分与、慰謝料。慰謝料は結婚生活を破壊した方が責任を負うのだそうです。 そして相続。

○相続人と法定相続分 ○遺産の分割 ○遺言の必要性と作成の方法 etc…

講演終了後、「先生を囲んで座談会」を行いました。この席では次の世代への相続の仕方と相続税、生前贈与のこと、又離婚にかかれる税金の件、親子間の借地権の問題など、多くの質問に丁寧にお答えいただきました。

ガソリンから車検・保険まで、お車については全てお任せ下さい



大成火災海上保険代理店運輸省指導特定給油所

出光興産鶴川団地給油所

6ヶ月法定点検 車検鈑金修理 ☎ 0427-35-2620

愛洋商事株式会社

〒194-01 町田市能ヶ谷町991 20427-35-2620・2938

盛りだくさんな見学研修

婦人部会 副部会長 中島 明江

平成元年2月8日、年号も新たに今年初めての研修、東京を知らない東京っ子の私達、はとバスの新大型バスでの都内見学、東京ハイアングルコースの一日。池袋サンシャイン60での東京展望、椿山荘最上11階での昼食、庭園散策で一息入れ、浅草観音様参り、仲見世での楽しい買物、六本木アークヒルズ全日空ホテルで喫茶等日頃の忙しい息ぬきに楽しい一日でした。

婦人部も消費税について少しでも多くを知りたい意欲で一杯です。バスの中、渡部指導官の 指導により消費税クイズで勉強、なかなか一度や二度ではわかりません。回数を重ねて知る事 が必要かと思います。資料にあった消費税の仕組みと手続き、税制改革のポイントに関しては、 なかなか難しい問題ですので、後日改めて研修会を開催いたしました。

この問題はご主人一人のことではなく是非婦人部会員の皆様方の協力を必要としていると思います。本当に少しでも知る事によってお互に勉強して行きたいと思っています。どうぞご主人方も奥様に協力をお願い致します。



ハトバス研修は、大好評を得ました。 | 浅草観音での記念撮影。43名の方々が参加された



明日をひらく技術に挑む

株式会社協和精密工業

本社 • 工場 東京都町田市常盤町3,245/TEL(0427)97-0717(代)/FAX(0427)97-5477

部会だより源泉部会

社会保険手続きと所得税改正の研修会を開く





講師の先生方(写真上)。左より岡田喜一氏、松永統括官、亀岡 上席調査官。 研修会場(写真下)は、40名の部会員で一杯となりました。

源泉部会 部会長 四ヶ所 守

平成元年2月7日午後1時30分より 町田税務署3階会議室において、部会 員40名参加のもと今年度最後の部会研 修会を実施いたしました。

今回は、源泉徴収事務と同様に普段 関係の深い社会保険の事務手続き等を 研修のテーマに選びました。当日講師 として町田税務署法人税第1部門亀岡 上席調査官と、八王子社会保険事務所 年金給付課長岡田喜一氏にお願いいた しました。

この日の研修内容は、①「厚生年金 と社会保険事務手続きについて」②「源 泉所得税改正について」を取り上げま した。

社会保険については、制度の成立から現在に至るまでの改正内容を含めた制度のあらましと、具体例をあげて、 諸手続きの種類とその取扱いなどについて説明がありました。

またこれからの見通しでは、将来的 に厳しくなることが予想され、厚生省 でもこれらの事態に対応すべく、年金

制度の改正を用意しなければならない様です。

続いて源泉所得税関係の改正について、主に今年の1月から適用されるものについて説明がありました。「控除対象配偶者又は扶養親族に当たるかどうか、勤労学生・寡婦に該当するかを判定する場合の、所得金額の額が改められたこと」等の説明が行われました。

今回の研修会では、今後の研修範囲の拡大を目的に、いつもと違った内容を試みたわけですが、今回の研修を参考によりニーズにあった企画を立てていきますので、会員の皆さんにも今後とも参加し続けていただきたいと思います。

厚生委員会より お知らせ

共済制度連絡協議会を開催

厚生委員長 古澤 一

昭和63年度第2回共済制度連絡協議会が去 る2月23日11時より千寿閣において開催され ました。町田法人会より石井副会長をはじめ 各委員、制度受託会社より大同生命保険相互 会社、AIU保険会社の皆様の出席を得て、 各種制度の加入状況の説明、報告がなされま した。

特に「経営者大型総合保障制度」に関して は二万社の純増運動期間中(63年~平成2年)

とあって、今後の加入促進方法について活発 な意見交換がなされました。また制度受託会 社からは、法人会の会員増強運動を、今後と も側面から強力にバックアップする旨の決意 が表明されました。

来事業年度も、会員企業の万一の時の保障 と法人会の財政基盤確立の一助として各種共 済制度のより一層の推進に努めるよう確認が なされました。

広報 委員会 より お知らせ

広報委員長 井之上 哲夫

前号でお願い致しました会報広告に関し、 今号では6会員企業のご協力をいただきまし た。ありがとうございました。今後も継続し てご協力をお願い申し上げますので、よろし くお願い致します。

なお今年度は、諸搬の事情により新春号の

発刊を中止致しました。年間4回発刊予定が 今号を含めて3回の発刊になりましたこと、 お詫び申し上げます。

今号より俳句投稿欄を設けました。(14ペ -ジ)趣味のある方は奮ってご応募下さいま すようお願い致します。

住む人の心にしみる木の香り

町田市大蔵町234番地1

TEL0427 (35) 2601(代) FAX0427 (35) 8000

事務局だよ 6)

〝消費税のカギ〟

将来にむけた税制改革の一つとして消費税が本年4月1日より実施されます。

この税は新しいタイプの間接税で、物品やサービスの売上げに課税され、製造から小売の段 階までの間、税の累積を排除しながら価格に上乗されて、最終的には消費者が税を負担する仕 組みになっています。

ここで、消費税を事業者、消費者の立場から見ますと、一番問題となるのは物品等の価格だ と思います。価格表示等についてはお見付役の公正取引委員会がありますが、税込価格にする か、税抜き価格にするか、又売上金の領収にあたって外税か、内税か等がでてくると思います。 各業界では上記のことについて種々検討しているようです。

税の仕組からみて、外税が消費者によく理解できるのではないかと考えられますが、これは 個々の事業者、業界が決定することです。

何はともあれ、事業者とともに消費者もこの税を理解することが必要ではないでしょうか。 このさい、税を知ることに意をむけて、正しい納税のもと明るい社会をきづきたいものです。

社会保険に加入していない事業所の適用について

健康保険法及び厚生年金保険法の改正に伴い、従来社会保険の加入について任意とされてい た『サービス業等の業種で常時5人以上の従業員を使用する法人の事業所』が昭和61年4月1 日から、さらに『あらゆる業種で常時3人以上の従業員を使用する法人の事業所』が昭和62年 4月1日から、そして、昭和63年4月1日から常時従業員を使用する、すべての法人の事業所 は、健康保険と厚生年金保険に加入する(任意加入ではなくなる)ことになりました。つきま しては、まだ、社会保険に加入の手続をされていない常時従業員を使用する、すべての法人の 事業所については社会保険事務所へ新規適用(加入)の手続きをしていただくことになります ので、事業主の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。なお、新規適用の方法、社会保 険制度等についての御質問は、下記あて御照会下さい。〒192 八王子市南新町4-1 八王 子社会保険事務所 適用課及び社会保険調査官 ☎0426(26)3511

信頼と誠実で伸びゆく地元の建設業

株式会社町田中央建設

町田市忠生3丁目25番地24

TEL0427(91)1101 FAX0427(91)3766

東法連の指定が

法人会会員企業の経営者、 従業員のみなさまに。

ご家族、社内慰安、グループ旅行にご利用ください。



西熱海ホテル

湯本ホテル

| なる時くフーセクを持ついまえる。年 | | 宿泊料金 | gra eta *** | 付帯設備 | | |
|--|---|---|---|--|--------------------|---|
| 旅館名・旅館の特色等 | 区分 | 料 金 | 特別期間料金 | 特別期間 | 客室数 | אסימרען עון |
| 熱油・富士屋ホテル 熱海市銀座町13-8 TEL.(0557)81-7111 ■旅館からのメッセージ 熱海の老舗ガキメ細かなサービスと真心でお迎えします。 旅館の情緒とホテルの豪華な設備をたくみに調和させたく つろぎの宿…。ナイヤガラ大浴場へどうぞ。 交通:JR熱海駅から徒歩10分程度 予約申込み:TEL.(03)273-1041(東京営業所) | 1室 2人平 日 休·前日 3人平 日 休·前日 4人平 日 休·前日 | (円) 17,600 21,100 14,700 17,600 12,700 15,300 | (円) 30,000 36,000 25,000 30,000 20,000 24,000 | *利用できない 期間 7/23、25、28 8/4〜5・12〜16 12/31〜1/3 | 和 室:141 650人収容 | 会議室(3)、ブール(夏)、お好みコーナー、バー他(2次会にニューフジヤホテルのクラブのショーも利用できます) |
| 西熱油ホテル 熱油市梅園町1-1 TEL.(0557) 81-1111 ■旅館からのメッセージ 新幹線の車窓を通しておなじみの円型ホテル。湯の町と相模湾の漁火を眺めながら、熱油最大の展望大浴場へどうぞ。 交通:JR熱海駅から車5分。JR来宮駅から徒歩5分。 予約申込み:TEL.(03)441-1231 (伊豆箱根鉄道㈱東京観光セールスセンター) | バス・トイレ付 平 日 休・前日 トイレ付のみ 平 日 休・前日 | 11.000 14.000 9.000 12.000 | }14,000 }12,000 | 3/25~3/31 7/21~8/31 ※利用できない 期間 7/23、25、28 8/4~5、 12/30~1/5 | 和 室:106600人収容 | 会議室(3)、レストランバー、卓球場、ゲームコーナー、ブール(夏)、西熱海ゴルフ場(18H)、ナイトクラブ他 |
| 旅館 橋 神奈川県足柄下郡箱根町湯本574 TEL.(0460)5-5541 ■旅館からのメッセージ 箱根湯本温泉街を一望の下に家庭的サービスをあなたの心 に刻みます。お郎屋の関度兄が譲し出す箱根の風情。お料 理とサービス等一に、お待ちしています。 交通:箱根湯本駅から無料マイクロバスで。 予約申込み:TEL.(03)374-4076(東京案内所) | 平 日休・前日 | 10,900 13,800 | 11.900 14,700 | }7/20~8/20**利用できない期間 12/31~1/3 | 和 室: 50· 300人収容 | 会議室(2)、クラ ブ、お好みコー ナー、コーヒー ラウンジ、ゲー ムコーナー、ブ ール(夏)他 |
| 湯本ホテル 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋184 TEL.(0460)5-7151 ■旅館からのメッセージ 旧東海道石畳の道が、当ホテルの庭園内にあります。旅の心 が今なお息づく、落着いて静かな環境、やすらぎの宿…。明治 の元勲、山県有明公ゆかりの茶室「暁亭」へもどうぞ。 交通:箱根易本駅から無料マイクロバスで。 予約申込み:TEL.(03)262-3587(東京営業所) | 平 日 休・前日 | 10,900 13,800 | } 14,700 | 7/26~8/25 **利用できない 期間 12/31~1/3 | 和 室: 80 550人収容 | 会議室(7)、大展 望ブール(夏)、 そば処、ナイト サロン、和風レ ストラン、コー ヒーコーナー、 カラスケクラブ 他 |

⁽注) ●料金は1泊2食・税金・サービス料込です。●西熱海ホテルを除いた3旅館は原則として、バス・トイレ付の料金です。●子供料金は大人料金の70%です。●全旅館 とも圏マークがついております。●予約申込みの際は、法人会会員であることを予約先へ告げて下さい。●予約取消しは、所定のキャンセル料を旅館にお支払いい ただくことになります。(詳しくは旅館へ)